

矢板市ホームページ「まちの情報掲示板」掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市ホームページ「まちの情報掲示板」(以下「まちの情報掲示板」という。)へのお知らせの掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載できるお知らせの種類)

第2条 まちの情報掲示板に掲載できるお知らせは、市民生活の利便性の向上に寄与する内容のものとする。ただし、次に掲げる情報については、掲載しないものとする。

- (1) 矢板市外で活動する団体であるもの(広報やいたに掲載されたもののほか、公共性の高いものや矢板市内で催しを開催する場合は除く。)
- (2) 市の公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動、又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 個人、団体等の意見広告及びこれに類すると思われるもの
- (6) 根拠のない表現、又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (7) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (8) 営利を目的としていると思われるもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項の規定は、お知らせからのリンク先として、掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）が指定したホームページの内容についても適用する。

（掲載申込み及び決定）

第3条 まちの情報掲示板にお知らせを掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市ホームページ「まちの情報掲示板」掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げるものを添付して、掲載を開始しようとする日の20日前又は市が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) お知らせ原稿（データ）

(2) 写真（データ）、PDFファイル

2 市は、前項の申し込みがあったときは、掲載の可否及び掲載日を決定し、矢板市ホームページ「まちの情報掲示板」掲載（非掲載）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、掲載を決定する場合は、口頭により通知し、矢板市ホームページ「まちの情報掲示板」掲載決定通知を省略することができる。

（掲載順位等）

第4条 掲載するお知らせの順位は、原則として市に申込書を提出した順番とする。

2 お知らせの掲載は、1掲載者当たり月1件とする。

3 同一内容のお知らせは、1掲載者当たり年1回とする。

4 掲載したお知らせをアプリで配信する回数は1回とする。

（掲載位置等）

第5条 お知らせを掲載する位置は、まちの情報掲示板のサイト内とする。

2 お知らせの掲載件数は、その都度、市が決定する。

(掲載枠の規格)

第6条 掲載枠の規格は、次のとおりとする。

(1) お知らせのタイトル、問い合わせ先及びリンク先を除き、文字数は200文字程度とする。

(2) 写真は1枚のみとし、J P E G等の画像ファイル形式とする。

(3) チラシ等のP D Fデータ

(掲載料)

第7条 掲載料は、無料とする。

(お知らせの掲載期間)

第8条 お知らせを掲載する期間は、毎月1日又は15日からとし、公開日から3月以内とする。

2 お知らせの掲載時間は、掲載期間の初日の午前10時から最終日の午後11時45分までとする。ただし、サーバー等のメンテナンス等により、まちの情報掲示板を閉鎖した場合はこの限りではない。

(掲載者の責務)

第9条 掲載者は、掲載されたお知らせの内容等に関する全ての責任を負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

2 掲載者は、申込みに係る内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、又は権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 掲載者は、第三者からお知らせに関し、損害賠償請求等がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、お知らせの掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載決定後、掲載者又は掲載内容が不適切と判明した場合
- (2) 掲載者のホームページの内容が、掲載申込み時から変更され、第2条第1項各号に該当していると判断した場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。